

Autonomy Lock-up and Regulatory Lock-up
自治ロックアップと制度ロックアップ

俗称	自治ロックアップ	制度ロックアップ
内容	当事者間の契約による株式の継続保有の確約	取引所が定める公開前規則による株式の継続保有の確約
対象者	<p>新規上場会社及び株主が会社の上場日後一定期間は以下の行為を行わない旨を主幹事証券に確約することを、ロックアップ(契約による継続保有)という。</p> <p>① 株主・・・主幹事証券会社の事前の同意なしに新規上場会社の株式の売却を行うこと。 ② 新規上場会社・・・主幹事証券の事前の同意なしに新株発行を行うこと。</p>	<p>取引所の公開前規制では、申請会社が申請直前事業年度以降に行った第三者割当により株式の割当てを受けた者は、当該株式を一定期間、継続的に保有することが求められている。割当てを受けた株式の継続保有に関しては、確約書の締結が必須とされ、確約書の締結は割当前に行う必要がある。</p>
期間	一般的なロックアップ期間は、「元引受契約締結日から上場日後180日目まで」の期間である。	割当てを受けた日から上場日以後6か月間は売却が禁止される。
目的	上場後一定期間、新株発行や大株主からの売却を抑えることで、株式の需給バランスの安定化を図ること。	取引所の公開前規制の目的は「上場制度を利用した短期利得の排除」であるため、自治ロックアップとは趣旨が異なるのだが、副次的効果として「上場後の株式の需給バランスの安定化」への寄与が期待できる。